

## － 審査事務規程の一部改正について（第16次改正） －

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、平成30年2月10日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

1. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
  - 圧縮天然ガスを燃料とする自動車及び液化天然ガスを燃料とする自動車に備える燃料装置等に関し「圧縮天然ガス燃料自動車及び液化天然ガス燃料自動車に係る協定規則（第110号）」の技術的な要件に適合しなければならないこととします。[7-24、8-24]
  - 大型バスが転覆した際の乗客・乗員の保護に関し、「バスの車両転覆時の車体強度に係る協定規則（第66号）」の技術的な要件に適合しなければならないこととします。[6-31の2、7-31の2]
  - 「座席ベルトに係る協定規則（第16号）」の改訂に伴い、座席ベルトの非装着時警報装置を備えなければならない自動車及び座席の範囲を拡大することとします。[7-42、8-42]
  - 使用の過程にある二輪自動車のうち、自動車検査証の備考欄に記載された近接排気騒音値が89dBを超える二輪自動車の消音器を改造又は交換を行った場合の近接排気騒音値の取扱いを規定します。[7-53]
  - ハイブリッド自動車等の静音性車両について、歩行者等に自動車の接近を音で知らせるための装置の装着を義務付けるとともに、「静音性車両に係る協定規則（第138号）」の技術的な要件に適合しなければならないこととします。[6-98の2、7-98の2、8-98の2]
2. その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。

(<https://www.naltec.go.jp/>)

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-41 住友生命四谷ビル

独立行政法人自動車技術総合機構 検査部検査課

電話 03-5363-3441（代表）

FAX 03-5363-3347